

【あいづあかべこ助成制度】
ランドオペレーター等送客助成金 交付要綱

(目的)

第1条 会津若松観光ビューロー（以下「ビューロー」という）は、会津若松市を訪れる為の旅行送客を行う旅行者に対し、その送客に対する費用の一部を助成することにより、本市観光客の増加およびPRを推進し、交流人口の拡大と振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本助成制度に申請できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律239号）第2条及び第3条の規程に基づく登録を受けている旅行サービス手配業（以下「手配業者」という）
- (2) 旅行業法（昭和27年法律239号）第2条及び第3条の規程に基づく登録を受けている会津若松市内に本社のある旅行者（以下「地元旅行者」という）

(期間)

第3条 助成期間は、令和2年8月1日から令和3年3月15日の間とする。ただし、申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。

2 旅行商品の催行期間が設定期間の前後を跨ぐ場合は、設定期間内における送客に限り助成する。

(条件)

第4条 助成を申請しようとする場合は、以下の条件を満たすこととする。

- (1) 送客
他社が催行する旅行商品の企画及び手配をおこない、その旅行商品による送客
- (2) 内容
 - ①会津若松市内宿泊施設での宿泊を1泊以上及び第6条に規定する観光関連施設（以下「観光関連施設」という。）を1箇所以上利用する。
 - ②会津若松市内の宿泊施設での宿泊を伴わない場合は、観光関連施設を2箇所以上利用する。
 - ③催行人数の制限は設けない。
 - ④観光施設の利用は平均的な見学時間を確保する。
 - ⑤教育旅行などの主たる目的が観光ではない旅行商品は対象外とする。

(助成額)

第5条 助成金は、次の要件に基づき算出し、申請及び実績を審査のうえ、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 助成額
 - ①会津若松市内宿泊施設での宿泊を1泊以上及び観光関連施設を1箇所以上利用した旅行商品の場合・・・送客実績一人1泊あたり500円を助成する。
 - ②連泊の場合は泊数と同数の市内有料観光施設の利用があれば、泊数分を助成する。
 - ③会津若松市内の宿泊施設での宿泊を伴わず、観光関連施設を2箇所以上利用した旅行商品の場合・・・送客実績一人あたり250円を助成する。

④北海道及び愛知県、石川県等以西からの送客には 50 パーセント加算する。

(2) 限度額

同一の申請者が複数の申請を行うことができるものとし、助成の限度額は原則 1,000,000 円とする。

(3) 助成の対象外

- ①宿泊施設並びに観光施設利用証明書（様式第 4 号）の提示が伴わないもの。
- ②実績報告時の内容が申請時と異なる場合は、助成の対象外とする。

(観光関連施設)

第 6 条 本助成金制度で利用を求める観光関連施設は、別紙「あいづあかべこ助成制度対象施設一覧」に記載された事業所とする。

(申請書の様式等)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする申請者は、ランドオペレーター等送客助成金 交付申請書（様式第 1 号）に、以下の書類を添えて、ビューロー理事長（以下「理事長」という）へ提出するものとする。

- ① 旅行商品の行程表
- ② 旅行商品の募集チラシ・パンフレット等

2 申請者は、旅行商品が完成したときは、成果物（募集チラシ又はパンフレット等）を速やかに提出するものとする。

(審査・交付決定)

第 8 条 理事長は、前条の助成金交付申請書に係る書類を審査し、適当と認めたときは交付決定通知書により、速やかに通知する。なお、助成金は実績報告書に基づき確定するものであって、助成額の支払いを確約するものではない。

(申請内容の変更・中止等)

第 9 条 申請者は、既に提出した申請の内容を変更する場合又は事業を中止する場合は、速やかにランドオペレーター等送客助成金 変更・中止報告書（様式第 2 号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、理事長が認める軽妙な変更についてはこの限りではない。

2 申請後、旅行商品を追加造成した場合は、ビューローに速やかに連絡するとともに新たに交付申請書（様式第 1 号）と第 7 条に規定する書類を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第 10 条 助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、事業完了の日から 15 日以内にランドオペレーター等送客助成金 実績報告書（様式第 3 号）に宿泊施設並びに観光施設利用証明書（様式第 4 号）を添えて提出するものとする。

2 理事長は、実績報告書が届き次第、実績内容に応じて助成額を決定し、申請者に対して助成額通知書を送付する。

3 助成額通知書を受け取った者は、ランドオペレーター等送客助成金 請求書（様式第 5 号）をもってビューローに請求する。

(助成金支払)

第 11 条 ビューローは、申請者からの請求書が届いてから 15 日以内に指定された口座に助成金を振り込むものとする。

2 振込み手数料は、ビューローが負担する。

(附則)

この要綱に定めるもののほか、助成金の取扱いについて必要な事項は、会津若松市と理事長が別に定めるものとする。

(様式)

様式 1	ランドオペレーター等送客助成金	交付申請書
様式 2	ランドオペレーター等送客助成金	変更・中止報告書
様式 3	ランドオペレーター等送客助成金	実績報告書
様式 4	ランドオペレーター等送客助成金	宿泊・施設利用証明書
様式 5	ランドオペレーター等送客助成金	請求書

あいづあかべこ助成制度対象施設一覧

【観光関連施設】

会津藩校日新館(見学・体験)	さざえ堂(見学)	鶴ヶ岡茶寮(郷土料理)
会津幸泉小法師(土産・食事)	白木屋漆器店(漆器)	手作り体験ひろば番匠(絵付各種)
会津武家屋敷(見学・体験)	漆芸福文(蒔絵)	長門屋(和菓子)
会津松本(桐たんす)	漆器工房鈴武(蒔絵)	中島会館(ソースかつ丼)
会津葵(和菓子)	末廣酒造嘉永蔵(見学・土産)	パティスリーAr(洋菓子)
会津料理鶴井筒(郷土料理)	鈴善漆器店(蒔絵)	白虎隊記念館(見学)
会津新撰組記念館(見学・土産)	関漆器店(漆器)	白虎隊伝承史学館(見学)
会津慶山焼(陶芸)	田季野(郷土料理)	ほしぼん蝋燭(土産・体験)
飯盛山スロープコンベア	田事(郷土料理)	松本家(和菓子)
えびや(うなぎ)	大正浪漫澁川問屋(郷土料理)	松良(土産・食事)
小澤蝋燭店(絵付)	太郎庵(和洋菓子)	満田屋(郷土料理)
御薬園(見学・抹茶)	茶室麟閣(見学・抹茶)	山田民芸工房(起上り小法師絵付)
御蒔絵やまうち(蒔絵)	鶴ヶ城天守閣(見学)	山形屋本店(絵付)
柏屋(和洋菓子)	鶴乃江酒造(土産)	笑美(赤べこ各種・他)
がぶりガーデン(フルーツ狩り・他)	鶴ヶ城会館(土産・食事)	JAよつばフルーツランド(フルーツ刈)
桐屋(蕎麦)	鶴我(食事:馬肉)	

※ 表記以外の施設についてはお問い合わせください

【宿泊施設】

東山温泉	いろりの宿芦名	庄助の宿瀧の湯	東山パークホテル新風月
	御宿東鳳	月のあかり	ホテル伏見荘
	おやど東山	二洗旅館	向瀧
	くつろぎ宿千代滝	原瀧	元湯有馬屋
	くつろぎ宿新滝	東山グランドホテル	東山ハイマートホテル
	今昔亭		
芦ノ牧温泉	芦ノ牧グランドホテル	仙峡閣	旅館福泉
	芦ノ牧プリンスホテル	丸峰観光ホテル	
	大川荘	不動館小谷の湯	
	新湯	ホテル溪山	
会津若松市内旅館組合	会津つるやホテル	中野屋旅館	ホテルニューパレス
	会津若松ワシントンホテル	中町グランドホテル	松島屋旅館
	駅前グランドホテル	ふじみ旅館	民宿黒田荘
	大江戸温泉物語あいづ	ホテルアルファーワン	民宿多賀来
	グリーンホテル会津	ホテルルートイン	宿たかや
	大正浪漫澁川問屋	ホテルいづみや	料理旅館田事
	たけみ旅館	ホテル大阪屋	旅館田園
	東横イン	ホテルタカコー	